



県章

滋賀県公報

令和7年(2025年)
6月10日
第621号
火曜日

毎週火・金曜 2回発行

目次 (※印は、県例規集に搭載するもの)

○ 告 示

介護保険法による指定居宅サービス事業者および指定介護予防サービス事業者の指定 (医療福祉推進課)	1
滋賀県畜産技術振興センターの肉畜の販売に係る販売代金の徴収事務の委託 (畜産課)	1
滋賀県畜産技術振興センターの家畜の販売に係る販売代金の徴収事務の委託 (畜産課)	2

○ 公 告

危険物取扱者保安講習実施公告 (防災危機管理局)	2
令和8年度滋賀県立総合保健専門学校学生募集公告 (医療政策課)	3
公共測量実施公告 (用地事業支援課)	6
一般競争入札の公告 (流域政策局)	7

○ 健康福祉事務所告示

介護保険法による指定居宅サービス事業者の指定 (東近江)	9
介護保険法による指定居宅サービス事業者の廃止の届出 (東近江)	10

○ 正 誤

※令和7年3月21日付け号外(i)滋賀県公安委員会規則第6号中.....	10
--------------------------------------	----

告 示

滋賀県告示第239号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項の指定居宅サービス事業者および同法第53条第1項の指定介護予防サービス事業者として、次の者を指定した。

令和7年6月10日

滋賀県知事 三日月 大 造

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称および代表者の氏名または開設者の氏名	主たる事務所の所在地	サービスの種類	指定年月日	介護保険事業所番号
訪問看護ステーションつきくさ	草津市穴村町311番地	株式会社ジャンティ 代表取締役 駒井英彦	草津市穴村町311番地	訪問看護 介護予防訪問看護	令和7.6.1	2560690329

滋賀県告示第240号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2第1項の規定に基づき、滋賀県畜産技術振興センターの肉畜の販売に係る販売代金の徴収事務を次のとおり委託した。

令和7年6月10日

滋賀県知事 三日月 大 造

- 当該委託を受けた者(以下「指定公金事務取扱者」という。)の名称 株式会社滋賀食肉市場 代表取締役 寺倉浩一
- 指定公金事務取扱者の住所または事務所の所在地 近江八幡市長光寺町1089番地4
- 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入等または歳出の種類 滋賀県畜産技術振興センターの肉畜の

販売に係る販売代金の徴収事務

- 4 指定公金事務取扱者の指定をした日および当該委託をした日 令和7年4月1日
- 5 指定公金事務取扱者に当該委託をした日 令和7年4月1日

滋賀県告示第241号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2第1項の規定に基づき、滋賀県畜産技術振興センターの家畜の販売に係る販売代金の徴収事務を次のとおり委託した。

令和7年6月10日

滋賀県知事 三日月 大 造

- 1 当該委託を受けた者(以下「指定公金事務取扱者」という。)の名称 高島総合家畜市場運営協議会 会長 早川賢
- 2 指定公金事務取扱者の住所または事務所の所在地 高島市今津町弘川249番地1
- 3 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入等または歳出の種類 滋賀県畜産技術振興センターの家畜の販売に係る販売代金の徴収事務
- 4 指定公金事務取扱者の指定をした日 令和7年5月1日
- 5 指定公金事務取扱者に当該委託をした日 令和7年5月1日

公 告

危険物取扱者保安講習実施公告

消防法(昭和23年法律第186号)第13条の23の規定に基づく危険物の取扱作業の保安に関する講習(以下「講習」という。)を次のとおり実施する。

令和7年6月10日

滋賀県知事 三日月 大 造

1 講習の種類

講習区分	危険物取扱者免状の種類
給油取扱所の危険物取扱者	甲種、乙種(第1類から第6類まで)、丙種
給油取扱所以外の危険物取扱者	甲種、乙種(第1類から第6類まで)、丙種

2 講習の日時および場所

(1) 給油取扱所の危険物取扱者を対象とした講習

日時		講習場所	
		会場名	所在地
7月11日(金)	9時30分~12時30分	栗東芸術文化会館さきら(中ホール)	栗東市縷二丁目1-28
7月15日(火)	9時30分~12時30分	能登川コミュニティセンター	東近江市躰光寺町262
7月23日(水)	9時30分~12時30分	滋賀県危機管理センター	大津市京町四丁目1番1号

(2) 給油取扱所以外の危険物取扱者を対象とした講習

日時		講習場所	
		会場名	所在地
7月4日(金)	13時30分~16時30分	滋賀県危機管理センター	大津市京町四丁目1番1号
7月8日(火)	13時30分~16時30分	ひこね市文化プラザ	彦根市野瀬町187-4
7月10日(木)	13時30分~16時30分	栗東芸術文化会館さきら(中ホール)	栗東市縷二丁目1-28
7月11日(金)	13時30分~16時30分	栗東芸術文化会館さきら(中ホール)	栗東市縷二丁目1-28
7月15日(火)	13時30分~16時30分	能登川コミュニティセンター	東近江市躰光寺町262
7月17日(木)	13時30分~16時30分	滋賀県立文化産業交流会館	米原市下多良二丁目137
7月18日(金)	13時30分~16時30分	甲賀市碧水ホール	甲賀市水口町水口5671
7月23日(水)	13時30分~16時30分	滋賀県危機管理センター	大津市京町四丁目1番1号

- 3 受講対象者 危険物の規制に関する規則(昭和34年総理府令第55号)第58条の14第1項または第2項の規定により講習を受けなければならない者
- 4 受講手続および受講手数料 受講申請書に所定の事項を記入の上、滋賀県収入証紙5,300円を貼り付け、5に示す受付期間中に6に示す受付場所に郵送により提出すること。
- 5 受講申請書の受付期間 令和7年6月10日(火)から同月18日(水)までとする(必着)。
- 6 受講申請書の受付場所 一般社団法人滋賀県防火保安協会連合会 〒520-0044 大津市京町四丁目3番28号 滋賀県厚生会館2階 電話 077-521-3921
- 7 その他 その他詳細については、受講申請書の受付場所に問い合わせること。

令和8年度滋賀県立総合保健専門学校学生募集公告

令和8年度滋賀県立総合保健専門学校学生を次のとおり募集する。

令和7年6月10日

滋賀県知事 三日月 大造

1 一般試験

(1) 対象学科および募集人員

課 程	学 科	一 般 入 学 募 集 人 員
看護専門課程	看護学科	募集人員80名のうち10パーセント程度
歯科衛生専門課程	歯科衛生学科	募集人員38名のうち5パーセント程度

(2) 修学年限

課 程	学 科	修 業 年 限
看護専門課程	看護学科	3年
歯科衛生専門課程	歯科衛生学科	3年

(3) 出願資格 次のアまたはイのいずれかに該当する者とする。

ア 高等学校または中等教育学校を卒業した者(令和8年3月卒業見込みの者を含む。)

イ 学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)第183条の規定により高等学校を卒業した者に準ずる学力があると認められる者で18歳に達したもの(令和8年3月31日までに該当する見込みの者を含む。)

※ 「高等学校を卒業した者に準ずる学力があると認められる者」とは、次の(ア)から(カ)までのいずれかに該当する者である。

(ア) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者(通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。)

(イ) 外国において学校教育における12年の課程を修了した者またはこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの

(ロ) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者

(ハ) 学校教育法施行規則第150条第4号の規定に基づき文部科学大臣の指定した者

(ニ) 高等学校卒業程度認定試験規則(平成17年文部科学省令第1号)による高等学校卒業程度認定試験に合格した者(同令附則第2条の規定による廃止前の大学入学資格検定規程(昭和26年文部省令第13号)による大学入学資格検定に合格した者を含む。)

(ホ) 修業年限が3年以上の専修学校の高等課程を修了した者

(ヘ) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第90条第2項の規定により大学に入学した者であって、本校において、高等学校を卒業した者に準ずる学力があると認めたもの

(ト) 本校において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者に準ずる学力があると認めた者で、18歳に達したもの(事前に入学資格審査を行うので、別に定める日までに入学資格審査の申請を行うこと。入学資格審査の結果、高等学校を卒業した者に準ずる学力があると認めた者には、入学資格を有することを証明するための入学資格認定書を交付する。)

(4) 出願手続

ア 受付期間は令和7年11月25日(火)から令和7年12月2日(火)まで(土曜日および日曜日を除く。)とし、受付時間は8時45分から17時までとする。

郵送の場合は、令和7年12月2日(火)までの日の消印のあるものを有効とする。

イ 入学志願者は、(5)に掲げる出願書類に必要事項を明記し、所定の封筒に入れ、入学考査手数料9,800円(本校

受付の場合は現金または郵便為替、郵送の場合は郵便為替とすること。)を添えて、滋賀県立総合保健専門学校(〒524-0022 守山市守山五丁目4-10)に提出すること。

ウ 入学試験受験票の送付をもって出願書類受付の証とする。

(5) 出願書類

ア 入学願書(所定の用紙に写真(縦4.0cm×横3.0cm)を貼ること。)

イ 入学試験受験票(所定の用紙に写真(縦4.0cm×横3.0cm)を貼ること。)

ウ 受験写真票(所定の用紙に写真(縦4.0cm×横3.0cm)を貼ること。)

エ 高等学校または中等教育学校の卒業証明書または卒業見込証明書

オ 高等学校を卒業した者に準ずる学力があると認められる者については、それを証明するもの

カ 合否通知書送付用宛名票(所定の用紙)

キ 入学試験受験票送付用封筒(所定の封筒)

(6) 身体に障害を有する入学志願者の事前相談 本校に入学を希望する者で、身体に障害があり、受験上または修学上特別な配慮を必要とするものは、出願する前に本校に相談すること。

(7) 入学者選考方法 入学者の選考は、学力試験の成績、適性検査および提出書類を総合的に判定して行う。

ア 学力試験科目

課 程	学 科	試 験 科 目
看護専門課程	看護学科	現代の国語・言語文化、数学Ⅰおよび英語コミュニケーションⅠ
歯科衛生専門課程	歯科衛生学科	現代の国語・言語文化、数学Ⅰおよび小論文

注 現代の国語・言語文化については、古文および漢文の範囲を除く。

イ 適性検査

(8) 本校における個別の入学資格審査を受けようとする者は、入学資格審査手続関係書類を本校に請求し、令和7年10月24日(金)17時までに必要書類を添付した入学資格審査申請書を提出すること。審査結果通知で「滋賀県立総合保健専門学校入学資格認定書」の交付を受けた者は、本校の入学試験に出願し、受験できる。

(9) 入学者選考試験

ア 試験日時および科目

年 月 日	学 科	時 間 お よ び 科 目				
		9:00~9:30	10:00~10:50	11:10~12:00	13:00~13:50	14:10~14:50
令和7年 12月25日 (木)	看護学科	受 付	現代の国語・ 言語文化	数 学 Ⅰ	英語コミュニ ケーションⅠ	適 性 検 査
	歯科衛生学科	受 付	現代の国語・ 言語文化	数 学 Ⅰ	小 論 文	適 性 検 査

イ 試験場 滋賀県立総合保健専門学校 守山市守山五丁目4-10

ウ 合格者の発表 入学者選考の結果合格した者は、令和8年1月22日(木)午前9時に滋賀県立総合保健専門学校において掲示するとともに、滋賀県のホームページにおいて受験番号で発表するほか、受験者全員に結果を通知する。

エ 不正な出願による入学許可の取消し 出願について不正の事実のあることが判明したときは、入学後においても許可を取り消すものとする。

(10) 二次募集 入学許可予定者が募集定員に満たない場合は、別途二次募集を行うことがある。

(11) その他 (1)から(10)までに定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

2 社会人試験

(1) 対象学科および募集人員

課 程	学 科	社 会 人 入 学 募 集 人 員
看護専門課程	看護学科	募集人員80名のうち20パーセント程度
歯科衛生専門課程	歯科衛生学科	募集人員38名のうち15パーセント程度

(2) 出願資格 1(3)アまたはイのいずれかに該当する者で、卒業後県内において看護業務または歯科衛生業務に従事することができる満22歳以上(令和8年4月1日現在)のものとする。

(3) 出願手続

ア 受付期間は令和7年9月25日(木)から令和7年10月2日(木)まで(土曜日および日曜日を除く。)とし、受付時間は8時45分から17時までとする。

郵送の場合は、令和7年10月2日(木)までの日の消印のあるものを有効とする。

イ 入学出願者は、(4)に掲げる出願書類および入学考査手数料9,800円を1(4)イに定めるところにより提出すること。

ウ 入学試験受験票の送付をもって出願書類受付の証とする。

(4) 出願書類

ア 入学願書(所定の用紙に写真(縦4.0cm×横3.0cm)を貼ること。)

イ 入学試験受験票(所定の用紙に写真(縦4.0cm×横3.0cm)を貼ること。)

ウ 受験写真票(所定の用紙に写真(縦4.0cm×横3.0cm)を貼ること。)

エ 高等学校または中等教育学校の卒業証明書

オ 高等学校を卒業した者に準ずる学力があると認められる者については、それを証明するもの

カ 合否通知書送付用宛名票(所定の用紙)

キ 入学試験受験票送付用封筒(所定の封筒)

(5) 身体に障害を有する入学志願者の事前相談 本校に入学を希望する者で、身体に障害があり、受験上または修学上特別な配慮を必要とするものは、出願する前に本校に相談すること。

(6) 入学者選考方法 入学者の選考は、学力試験の成績、適性検査および提出書類を総合的に判定して行う。

ア 学力試験科目

課 程	学 科	試 験 科 目
看護専門課程	看護学科	数学Iおよび小論文
歯科衛生専門課程	歯科衛生学科	

イ 適性検査

(7) 入学者選考試験

ア 試験日時および科目

年 月 日	学 科	時 間 お よ び 科 目			
		9:00~9:30	10:00~10:50	11:10~12:00	13:00~13:40
令和7年 10月22日 (水)	看護学科 歯科衛生学科	受 付	小 論 文	数 学 I	適 性 検 査

イ 試験場 滋賀県立総合保健専門学校 守山市守山五丁目4-10

ウ 合格者の発表 入学者選考の結果合格した者は、令和7年11月14日(金)午前9時に滋賀県立総合保健専門学校において掲示するとともに、滋賀県のホームページにおいて受験番号で発表するほか、受験者全員に結果を通知する。

エ 不正な出願による入学許可の取消し 出願について不正の事実のあることが判明したときは、入学後においても許可を取り消すものとする。

(8) 本校における個別の入学資格審査を受けようとする者は、入学資格審査手続関係書類を本校に請求し、令和7年8月25日(月)17時までに必要書類を添付した入学資格審査申請書を提出すること。審査結果通知で「滋賀県立総合保健専門学校入学資格認定書」の交付を受けた者は、本校の入学試験に出願し、受験できる。

(9) その他 (1)から(8)までに定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

3 推薦試験

(1) 対象学科および募集人員

課 程	学 科	推 薦 入 学 募 集 人 員
看護専門課程	看護学科	募集人員80名のうち70パーセント程度
歯科衛生専門課程	歯科衛生学科	募集人員38名のうち80パーセント程度

(2) 出願資格および推薦要件 推薦入学を出願できる資格を有する者は、次のアからエまでのいずれにも該当し、かつ、現在在学中の高等学校または中等教育学校の長の推薦する者とする。

ア 令和8年3月に高等学校または中等教育学校を卒業する見込みの者

イ 専願である者

ウ 卒業後、県内において看護業務または歯科衛生業務に従事することができる者

エ 県内に住所を有する者

(3) 推薦人員 看護学科・歯科衛生学科 特に定めない。

(4) 出願手続

ア 受付期間は令和7年9月25日(木)から令和7年10月2日(木)まで(土曜日および日曜日を除く。)とし、受付時間は8時45分から17時までとする。

郵送の場合は、令和7年10月2日(木)までの日の消印のあるものを有効とする。

イ 入学出願者は、(5)に掲げる出願書類および入学考査手数料9,800円を1(4)イに定めるところにより提出すること。

ウ 入学試験受験票の送付をもって出願書類受付の証とする。

(5) 出願書類

ア 入学願書(所定の用紙に写真(縦4.0cm×横3.0cm)を貼ること。)

イ 入学試験受験票(所定の用紙に写真(縦4.0cm×横3.0cm)を貼ること。)

ウ 受験写真票(所定の用紙に写真(縦4.0cm×横3.0cm)を貼ること。)

エ 高等学校または中等教育学校の卒業見込証明書

オ 推薦書(所定の用紙により、出身の高等学校または中等教育学校の長が作成したもの)

カ 合否通知書送付用宛名票(所定の用紙)

キ 入学試験受験票送付用封筒(所定の封筒)

(6) 身体に障害を有する入学志願者の事前相談 本校に入学を希望する者で、身体に障害があり、受験上または修学上特別な配慮を必要とするものは、出願する前に本校に相談すること。

(7) 入学者選考方法 入学者の選考は、学力試験の成績、適性検査および提出書類を総合的に判定して行う。

ア 学力試験科目

課 程	学 科	試 験 科 目
看護専門課程	看護学科	現代の国語・言語文化、数学Ⅰおよび英語コミュニケーションⅠ
歯科衛生専門課程	歯科衛生学科	現代の国語・言語文化、数学Ⅰおよび小論文

注 現代の国語・言語文化については、古文および漢文の範囲を除く。

イ 適性検査

(8) 入学者選考試験

ア 試験日時および科目

年 月 日	学 科	時 間 お よ び 科 目				
		9:00~9:30	10:00~10:50	11:10~12:00	13:00~13:40	14:00~14:50
令和7年 10月22日(水)	看護学科	受 付	現代の国語・ 言語文化	数 学 Ⅰ	適 性 検 査	英語コミュニケーションⅠ
	歯科衛生学科	受 付	現代の国語・ 言語文化	数 学 Ⅰ	適 性 検 査	小 論 文

イ 試験場 滋賀県立総合保健専門学校 守山市守山五丁目4-10

ウ 合格者の発表 入学者選考の結果は、令和7年11月14日(金)に本人に通知するとともに、推薦者宛て通知する。

エ 不正な出願による入学許可の取消し 出願について不正の事実のあることが判明したときは、入学後においても許可を取り消すものとする。

(9) その他 (1)から(8)までに定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

公共測量実施公告

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、測量計画機関である滋賀県知事 三日月 大造から公共測量の実施について次のとおり通知があった。

令和7年6月10日

滋賀県知事 三日月 大造

- 作業の種類 公共測量(現地測量)
- 作業の地域 高島市今津町保坂、今津町途中谷
- 作業の期間 令和7年5月30日から令和7年9月10日まで

公共測量実施公告

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、測量計画機関である滋賀

県知事 三日月 大造から公共測量の実施について次のとおり通知があった。

令和7年6月10日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 作業の種類 公共測量(路線測量)
- 2 作業の地域 草津市青地町、山寺町、栗東市上鉤
- 3 作業の期間 令和7年6月9日から令和7年7月29日まで

一般競争入札の公告

令和7年度から令和12年度までにおける滋賀県防災アプリ開発および運用保守業務委託について、次のとおり特定調達契約に係る総合評価一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。)第167条の6第1項の規定により公告する。

令和7年6月10日

滋賀県知事 三日月 大造

1 入札に付する事項

- (1) 委託業務名および数量 令和7年度第9-2号滋賀県防災アプリ開発および運用保守業務委託 一式
- (2) 委託業務の内容等 入札説明書ならびに契約書案および仕様書(以下「入札説明書等」という。)のとおりに。
- (3) 委託期間 契約締結日から令和13年3月31日まで
- (4) 予定価格 55,869,000円(消費税および地方消費税を含む。)

2 入札に参加する者に必要な資格 次に掲げる要件を全て満たす者であること。

- (1) 施行令第167条の4に規定する者に該当しない者であること。
- (2) 滋賀県財務規則(昭和51年滋賀県規則第56号)第195条の2各号のいずれにも該当しない者であること。
- (3) 滋賀県物品関係入札参加停止基準による入札参加停止の措置期間中でないこと。
- (4) 入札参加者に必要な資格等(令和7年滋賀県告示第20号)に規定する資格を有すると認められて、競争入札参加資格者名簿に登録されている者であること。

なお、新たに入札に参加する資格を得ようとする者は、次に示す場所において資格審査の申請を行うこと。ただし、申請は随時受け付けるが、審査および登録に時間を要するため、申請の時期によってはこの入札の手續に間に合わないことがある。

滋賀県会計管理局管理課 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号 電話 077-528-4314

- (5) 平成27年4月1日以降に、国または地方公共団体において防災アプリの開発および運用保守業務を、元請として受託した実績を有すること。なお、防災アプリの開発業務については、本件調達の公告日において完了しているものに限る。

3 入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査の申請書類等 この入札に参加を希望する者は、次の(1)から(4)までに示すとおりに必要とする書類を提出し、この入札に参加する資格を有するかどうかの審査を受けること。必要とする書類を期限までに提出しなかった者または入札参加資格がないと認められた者は、この入札に参加することができない。

(1) 必要とする書類

- ア 入札参加資格確認申請書
- イ 2(5)の実績を証する資料等

- (2) 入札参加資格確認申請書の交付方法 入札説明書と同時に交付する。

- (3) 提出場所 滋賀県土木交通部流域政策局流域治水政策室

- (4) 提出期限 令和7年6月25日(水)正午

4 入札執行の日時、場所等

- (1) 入札書および提案書の提出場所、契約条項を示す場所ならびに問合せ先 滋賀県土木交通部流域政策局流域治水政策室 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号 電話 077-528-4152 F A X 077-528-4904 電子メールアドレス ryuiki@pref.shiga.lg.jp

- (2) 契約条項を示す期間 令和7年6月10日(火)から令和7年7月10日(木)まで(土曜日および日曜日を除く。)の9時から17時まで(正午から13時までを除く。)

- (3) 入札説明書等の交付方法 県ホームページ(トップページ「事業者の方」-「入札・売却・指定管理」-「公告一覧(物品・委託・役務)」-「記事一覧」-「一般競争入札(総合評価方式)の公告(令和7年度第9-2号滋賀県防災アプリ開発および運用保守業務委託)」)からダウンロードする方法により交付する。なお、これ

以外の方法での交付は行わない。

- (4) 入札説明会の日時および場所 入札説明会は行わない。
- (5) 入札書および提案書の提出期限 令和7年7月10日(木)正午。郵送による場合は、書留郵便により、本提出期限までに必着のこと。なお、送料は自己負担とする。
- (6) 開札の日時および場所 令和7年7月11日(金)10時 滋賀県土木交通部流域政策局流域治水政策室
開札時には、予定価格の範囲内の価格をもって入札した者およびその入札価格を発表する。開札後は、予定価格の範囲内の入札について、速やかに、滋賀県防災アプリ開発および運用保守業務委託提案評価委員会(以下「評価委員会」という。)において技術に関する評価を行った上で、落札者の決定を行う。
- (7) 落札決定の時期等 令和7年7月下旬を予定。落札者を決定したときは、入札参加者に通知する。

5 入札方法等

- (1) 本件入札は、総合評価一般競争入札方式によるため、入札参加者またはその代理人は、入札書とともに募集要項に基づく提案書を提出しなければならない。
- (2) 入札参加者またはその代理人は、入札説明書等を熟覧の上、入札書および提案書の提出をしなければならない。この場合において、入札説明書等について疑義がある場合は、4(1)の間合せ先に説明を求めることができる。ただし、入札書および提案書の提出後、入札説明書等についての不知または不明を理由として異議を申し立てることはできない。
- (3) 入札書および提案書の提出は、持参または郵便による。これらの場合において、入札書および提案書は別々に封筒に入れ、それぞれを密封し、かつ、そのそれぞれの封皮に氏名(法人の場合はその名称または商号)を朱書し、入札書については「滋賀県防災アプリ開発および運用保守業務委託に係る入札書在中」と、提案書については「滋賀県防災アプリ開発および運用保守業務委託に係る提案書在中」と朱書するものとする。郵便により提出する場合は、二重封筒により、書留郵便で提出するものとする。
なお、FAXおよび電子メール等による入札は認めない。
- (4) 入札参加者またはその代理人は、仕様書に定める業務の実施に係る一切の経費を見込んで入札金額を見積もるものとする。なお、落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札参加者またはその代理人は、消費税および地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (5) 入札参加者またはその代理人は、本件調達に係る入札について他の入札参加者またはその代理人となることができない。

6 質問および回答の方法等

- (1) 質問方法 質問票(様式は任意)に質問内容を記入し、FAXまたは電子メールにより、4(1)に示す場所へ提出すること。なお、質問票を提出した場合は、必ずその旨を電話で連絡すること。
- (2) 質問期限 令和7年7月3日(木)正午
- (3) 回答方法 質問があった場合には、質問を受理した日から5日(土曜日および日曜日を除く。)以内に、質問者へ電子メールで回答する。なお、質問内容および回答については、入札参加資格確認申請書を提出した者全てに対して電子メールで提供する。

7 保証金 入札保証金および契約保証金については、免除する。

8 契約書作成の要否 要

9 郵便による入札の可否 可。郵便による入札の場合、入札書に記載する入札日は、公告日から(再度の入札以降は前回入札の開札日から)4(5)の提出期限までの日付を記入すること。

10 入札の無効 次のいずれかに該当する場合は、入札を無効とする。

- (1) 滋賀県財務規則第199条の規定に該当する入札
- (2) 虚偽の申請を行った者のした入札

11 落札者の決定方法 落札者は、「12 落札者決定基準」に基づき決定する。

12 落札者決定基準

- (1) 総合評価の方法 総合評価は、入札価格および技術について行う。総合評価の点数(以下「総合評価点」という。)は、入札価格に関する評価点(以下「価格評価点」という。)と技術に関する評価点(以下「技術評価点」という。)の合計とし、その配点は次のとおりとする。

総合評価点(200点満点) = 価格評価点(100点満点) + 技術評価点(100点満点)

- (2) 入札価格に関する評価の方法 入札価格に関する評価は、次の計算式を用いて行い、当該計算式により算出し

た数値を価格評価点とする。ただし、小数点第2位未満は切り捨てとする。

$$\text{価格評価点} = [1 - (\text{入札価格} \times 1.1 \div \text{予定価格})] \times 100$$

- (3) 技術に関する評価の方法、評価項目、配点および評価基準 技術に関する評価は、評価委員会において、評価・提案項目一覧表により提案内容を評価して行う。技術に関する評価項目、配点および評価基準は評価・提案項目一覧表のとおり。技術評価点は、各評価項目における点数の合計とする。

なお、予定価格を超える入札については、技術に関する評価は行わない。

- (4) 落札者の決定方法 有効な入札を行った者のうち、次のいずれの要件にも該当する者で、総合評価点が最も高い者を落札者として決定する。

ア 入札価格が予定価格の制限の範囲内にあること。

イ 技術が、公告に示した要求要件を全て満たしていること。

なお、総合評価点が最も高い者が2人以上ある場合は、技術評価点が高い者を落札者としてとし、技術評価点が同点で入札価格が異なるときは、入札価格が最も低い者を落札者とする。技術評価点および入札価格がそれぞれ同じである場合は、くじにより落札者を決定する。なお、くじを引かない者がいるときは、入札執行事務に関係のない職員に、これに代わってくじを引かせ落札者を決定する。

- 13 契約手続において使用する言語および通貨 日本語および日本国通貨

14 その他必要事項

- (1) 代理人が入札を行う場合、代理人は入札開始前に入札執行者に委任状を提出しなければならない。なお、この場合の入札書には委任状の受任者欄に記載されたとおりの住所および氏名を記入し同じ印を押印すること。
- (2) 各参加者の入札のうち予定価格の制限の範囲内の入札がないときは、直ちに再度の入札を行うことがある。なお、失格となった者または無効の入札をした者は、再度の入札に参加することができない。
- (3) 一度提出した入札書および提案書は、書換え、引換え、または撤回をすることはできない。
- (4) 落札者は、落札決定の日以後速やかに契約書を契約担当者に提出しなければならない。なお、契約の締結は、電子契約または書面契約により行うこととし、電子契約による場合には、契約書案の文言に必要な修正を行う。
- (5) 入札参加停止の措置期間中の者に、契約の全部または一部を下請負させ、または再委託することはできない。
- (6) 鉛筆その他訂正が容易な筆記用具により記載された入札は無効とする。
- (7) 提案書に基づき評価した技術は、契約書または契約書を構成する文書に、その内容を記載するものとする。
- (8) その他詳細は、入札説明書等による。

15 Summary

- (1) Nature and quantity of the services required : The development, construction, management and maintenance of application system for disaster prevention, 1 set
- (2) Deadline for tender : 12 : 00, July 10, 2025
- (3) Contact point for the notice : Flood Management Office, River Basin Policy Bureau, Department of Public Works and Transportation, Shiga Prefectural Government, 4 - 1 - 1 Kyomachi, Otsu-city, Shiga 520-8577 Japan, TEL 077-528-4152

健康福祉事務所告示

滋賀県東近江健康福祉事務所告示第5号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項の指定居宅サービス事業者として、次の者を指定した。

令和7年6月10日

滋賀県東近江健康福祉事務所長 小林靖英

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称および代表者の氏名または開設者の氏名	主たる事務所の所在地	サービスの種類	指定年月日	介護保険事業所番号
デイサービスみどり五個荘	東近江市五個荘竜田町357番地2	株式会社 Reach・Welfare 代表取締役 松田朋久	大津市御殿浜2番30号	通所介護	令和7.6.1	2570501540

滋賀県東近江健康福祉事務所告示第6号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項の指定居宅サービス事業者として指定した者のうち、次の者から廃止の届出があった。

令和7年6月10日

滋賀県東近江健康福祉事務所長 小 林 靖 英

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称および代表者の氏名または開設者の氏名	主たる事務所の所在地	サービスの種類	介護保険事業所番号	廃止年月日
株式会社シガ建装	東近江市札の辻二丁目13-22	株式会社シガ建装 代表取締役 高村徹	東近江市札の辻二丁目13-22	福祉用具貸与 特定福祉用具販売 介護予防福祉用具貸与 特定介護予防福祉用具販売	2570500138	令和7.6.1

正 誤

令和7年3月21日付け号外(1)滋賀県公安委員会規則第6号中

ページ	行	誤	正
2	9	第105条2第1項	第105条の2第1項